

○兵庫県神崎郡市川町の生活排水処理施設整備の概要

(常葉大学小川教授による同市の経済比較調査より)

市川町は、兵庫県の中央からやや南西に位置し、北は神河町、南は福崎町と隣接しており、面積82.67平方キロメートル、東西約13キロメートル、南北約10キロメートルの広さである。

1955年に4ヶ村が合併し、現在の市川町となり、その後人口増加が続き、1985年には15,354人となった。しかし、1985年以降は、少子高齢化の進行もあり、自然動態、社会動態がマイナス傾向を示し、2010年には13,288人となり、2015年10月の国勢調査(速報値)では12,311人となっている。

市川町人口ビジョン(国立社会保障・人口問題研究所)の推計によると、10年後の2025年には市川町の人口は10,876人、45年後の2060年には5,644人になると推計されている。



・生活排水処理施設整備状況等

市川町では、特環下水道(中部処理区1地区)、農業集落排水施設(6地区)、コミュニティプラント(2地区)が整備され、その他の地区は浄化槽が設置されており、2015年3月末現在の汚水処理人口普及率が50.5%となっている。未整備人口の内訳は、単独処理浄化槽人口635人、汲み取り便所人口5,641人で、約90%が汲み取り便所人口であり、早期の水洗化及び雑排水対策が求められているなか、中部処理区と同じく特環下水道が計画されている南部処理区について、人口減少や財政難等を勘案して計画の見直しが行われたもの。

・経済比較調査

センターでは、常葉大学の小川教授に委託して市川町の特環下水道未整備地区(南部処理区)について、集合処理及び個別処理の経済性評価を2017年7月1日から8月31日の期間で実施しており、同調査から中部処理区の状況をみると、全体の計画人口は7,500人、現在の処理区域内人口は1,510人であり、2011年2月に供用開始し、約6年間経過しているが、事業の進捗率は20%に留まっており、終末処理場の計画処理能力2,025m³/日に対して、現在の日平均流入汚水量は127m³/日と少なく、処理能力の6.3%であることが示された。

また、2014年度の財政状況(総務省自治財政局編:地方公営企業年鑑第63集、H27.4-2 8.3)は、総収支比率が68.9%、経常収支比率が69.0%であり経常損失が認められること、汚水処理原価1,767円/m³に対して使用料単価が180円/m³に設定されているため、使用料回収率は10.2%と低い状況であること等が示されており、集合処理及び個別処理との経済比較では個別処理が有利な地域であったと言え、事業が進捗しても使用料単価の見直しが必要と考えられる状況であり、今回見直しを行った南部処理区における経済比較調査結果においても、50年間の総事業費で比較すると、特環下水道52億2,000万円に対し、浄化槽34億6,500万円となり、特環下水道による事業費の66%相当で整備可能となるため、浄化槽事業への変更が経済的に有利となることが示された。

市川町の合併処理浄化槽設置費等に関する補助の概要

市川町では、今後予測される人口減少により下水道施設の維持管理等に必要となる使用料収入が見込めないことから、生活排水処理計画の見直しを行い、人家の密集していない地域は浄化槽による整備区域として平成30年4月1日から当該区域に新規設置される合併処理浄化槽【高度処理型】に対して補助金の上乗せと維持管理費の補助を実施することとなりました。

センターでは、「生活排水処理施設未整備区域における集合処理及び個別処理の経済比較に関する調査」を常葉大学社会環境学部小川浩教授に委託し、平成29年7月1日～8月31日の期間で実施しました。調査の結果、50年間の総事業費で比較すると個別処理は集合処理の66%程度で整備可能となるため、浄化槽による整備が経済的に有利であることが示されています。

<浄化槽設置に関する補助について>

計画の見直しにより個別処理区域となった区域において、新規に合併処理浄化槽(高度処理型)を設置する方に対する補助金の上乗せ、また、すでに合併処理浄化槽を設置されている方に対する補助も行われます。

①新規設置に対する補助金(対象浄化槽：高度処理型浄化槽)

人槽区分	限度額		
	浄化槽設置補助金	+ 上乗せ分 ※	= 合計
5(6)人槽	444,000円	351,000円	795,000円
7(8)人槽	486,000円	423,000円	909,000円
10人槽	576,000円	579,000円	1,155,000円
11人～50人槽	10人を超えた人槽数に30,000円を乗じて得た額に1,155,000円を加えた額		
一般家庭の共同設置(11人槽以上)			

※上乗せ分の支給期間：平成30年4月1日から平成41年3月31日まで

②すでに合併処理浄化槽を設置されている方に対する給付金

人槽区分	支給額
5・6人槽	490,000円
7・8人槽	654,000円
10人槽	903,000円
11人～50人槽	1,551,000円
一般家庭の共同設置(11人槽以上)	

平成30年10月1日より受給申請受け付け、平成31年3月より支給開始

※支給要件

- 平成12年以降で平成30年3月31日までの間で浄化槽設置整備事業補助金を受けずに設置した合併処理浄化槽であること
- 設置者または設置者の同一家族であること(売買等による所有者の変更がないこと)
- 現在も使用している合併処理浄化槽であること(空き家、休止状態でないこと)
- 法定検査を受けていること(適正に維持管理されていること)

<維持管理費に関する補助について>

対象区域に所在する合併処理浄化槽について、適正な維持管理を行っている場合、維持管理費の一部として年間10,000円が支給されます。なお、補助金は、維持管理組合に対して支払われますので、区ごとに設立された管理組合に加入する必要があります。(単独処理浄化槽は対象外)

維持管理区分	補助金額(年額)
合併処理浄化槽1基あたり	10,000円

※年に3回以上の保守点検と年に1回以上の清掃、および年1回の法定検査を受けている必要があります

<浄化槽の補助金等に関する問い合わせ先>

市川町役場 下水道課 TEL 0790-26-1018